

日行連発第202号
令和2年6月1日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて（周知）

国土交通省より、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審に係る特例措置について、各地方整備局、各都道府県あてに通知がなされております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力いただくとともに、各都道府県の担当部局等と誓約書の様式、追加書類の提出期限など運用方法についてご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

【添付】新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて
（令和2年5月29日・国土交通省土地・建設産業局建設業課長）

【参考】

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策ページ（建設業）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

国土交通省報道発表

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000693.html

以上